

「地方自治体との協力」における当面の取組方向

平成20年8月

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

## I. 当面の取組の策定にあたって

### 検討経過

- (1) 食品安全委員会は、平成18年11月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめ、この中において、改善の方向性として、①関係者間の情報基盤の共有、②意見・情報の交換の双方向性の確保、③意見・情報の交換の効率の向上を推進していくこととし、現在、この方向で改善が進められている。また、同時に、今後さらに検討すべき内容として、「地方自治体との協力」を含む5つの課題を提示した。
- (2) 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会においては、5つの課題ごとに具体的な内容について検討を進めるワーキンググループを設置し、具体的な内容案を検討するとともに、これを専門調査会に提出し議論を進めてきた。検討においては、具体的な取組内容を検討することとし、当面取り組むべき方向を取りまとめた。
- (3) 食品安全委員会がリスクコミュニケーション活動を進める際には、関係省庁、地方自治体、消費者、生産者、事業者、専門家等、数々の機関や団体等と連携や協力が欠かせない。  
今回は、これまでの実績も鑑み、地方自治体との連携について検討することとした。なお、同時に、この検討結果は、他の団体との連携や協力にも活用できるものとする。

## II. 検討の視点

食品安全委員会が地方自治体との協力について検討するにあたり、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」等を踏まえ、検討の視点を以下に示す。

- (1) 地方自治体が行うリスクコミュニケーションへの支援方法について、地方自治体の要望や国からの情報の周知など、有効な方法、仕組みを、地方自治体とともに検討する必要があるとされている。
- (2) 検討においては、国内の津々浦々で国の施策に関するリスクコミュニケーションが効果的に展開されるとともに、地域のリスクコミュニケーションが自立的に展開されていくことが望ましい姿であるとし、このような姿の実現に向けて、地方自治体と食品安全委員会の役割分担、地域におけるリスクコミュニケーションの担い手

となる人材育成、リスクコミュニケーションに用いるツールの提供等を中心に当面取り組むべき具体的な内容について検討を行った。

### Ⅲ. リスクコミュニケーションにおける食品安全委員会と地方自治体の役割

リスク分析の考え方に基づき食品の安全性を確保していく上で、リスク評価とリスク管理に関する情報や知識を基にリスクコミュニケーションを実施する必要がある。国と地方自治体との役割分担については、食品安全基本法第7条において、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、施策を策定する旨が規定されている。

食品安全委員会が行うリスク評価に関する情報を全国の関係者に伝え、関係者からの情報や意見をリスク評価に反映したり、リスク評価結果を踏まえたリスク管理に対する関係者の理解と協力を得るためには、食品安全委員会と地方自治体が各々の役割を補完できるよう連携することが重要である。

- (1) 国においては、食品安全委員会がリスク評価を厚生労働省、農林水産省等がリスク管理に責任を有し、これに関するリスクコミュニケーションが実施されているが、地方自治体においては検査、監視指導など、リスク管理の一翼を担い、これに関連してリスクコミュニケーションを実施している状況にある。
- (2) 地方自治体は、消費生活センターや保健所における消費者からの相談への対応、消費者への啓発活動なども行っており、消費者により近い立場で、消費者への情報提供とともに、消費者からの情報を行政に伝えるという業務も担っている。このようなことから、リスクコミュニケーションに関する関係者のニーズを把握しやすく、また、実施においても地域の実状に応じて効率的なリスクコミュニケーションを実施していく上で重要な役割を担っている。また、食品の安全性は国民すべてに関わる案件が多く、地方自治体における消費生活センターや保健所などのリスク管理機関が連携してそれぞれの役割を遂行することも重要となる。
- (3) 食品安全委員会は、科学的視点にたったリスク評価を行うと同時に、その評価結果や、リスク分析の考え方についてのリスクコミュニケーションを効果的に行うこと、また、リスク管理機関も含めたリスクコミュニケーションの総合的な推進を図る役割を担っている。

この役割を遂行する上で、地方自治体の実施するリスクコミュニケーションとの連携が不可欠である。具体的にはリスク評価等に関するリスクコミュニケーションの実施に当たっては、食品安全委員会が提供すべきリスク評価等に関する情報が、地方自治体と十分共有されることが必要であり、消費者行政における新たな展開を

ふまえ、食品安全委員会と地方自治体がより連携を強め、情報のフィードバックも図りながらリスクコミュニケーションが継続的に行われるよう情報の提供、人材の育成も含めた協力を進めていくことが重要である。

#### IV. 地方自治体におけるリスクコミュニケーションの課題

食品安全委員会では平成19年度に実施した全国食品安全連絡会議において、都道府県及び保健所設置市に対し意見交換会を中心としたリスクコミュニケーションの実態や課題についてアンケートを実施したが、その結果、以下のような実態と課題が明らかになった。

- (1) 地方自治体では意見交換会を年間に1～5回実施しているが情報提供者（講師、パネリスト、コーディネーター等）の人選・確保、テーマの選択が困難であること。
- (2) 地方自治体においては、国の施策を基に、地域の実状を踏まえつつ講じられる措置などについて、リスクコミュニケーションを推進しているが、リスク評価内容等に関する分かりやすい情報も含め、リスクコミュニケーションを実施する上で必要なノウハウや手法に関する情報、リスクコミュニケーションの担い手が不足している等の課題が浮き彫りになった。
- (3) また、地方自治体がリスクコミュニケーションを実施するに当たり食品安全委員会に期待する役割は資料・情報の提供、人材育成、講師派遣等であることが分かった。

具体的内容は

- ① 資料・情報の提供では
  - ・ 地方自治体では入手、作成困難な資料や情報の提供
  - ・ 効果的なリスクコミュニケーションの実施方法等に関する情報の提供
  - ・ DVD等の分かりやすい啓発資料やリスクコミュニケーションのツールの提供
  - ・ 効果的なリスクコミュニケーションの実施事例（他の地方自治体の取組み等）の情報交換
  - ・ リスク分析の考え方の周知
- ② 人材育成では
  - ・ リスクコミュニケーションを担う人材を育成する講座の実施
  - ・ 人材育成のための講師派遣
  - ・ 人材育成講座の受講者のリスクコミュニケーションに関する活動の支援

(コミュニケーター、ファシリテーターとして活躍できるよう、必要な資料やスライド提供などを通じた手助け)

③ 講師派遣等では

- ・ 専門家、有識者、講師、パネリスト、コーディネーター等に関する紹介・相談
  - ・ 委員、専門委員、事務局職員の講師、パネリスト、コーディネーターとしての派遣協力
- である。

## V. 地方自治体との連携方策

リスク評価は、科学的客観的データに基づいて実施され、リスク評価結果に基づいて、基準の設定、監視・指導等のリスク管理が行われるが、リスク評価とリスク管理に関する国民の正しい理解と遵守によって効果的・効率的に実施できるものである。リスク評価を理解するためには、評価結果の使い方やリスク管理措置への反映状況を知ること、リスク管理を理解するためには、その根拠であるリスク評価についての理解や知識を得ることが必須である。

食品安全委員会と地方自治体の業務の対象は異なるが、それぞれが適切に実施され、関係者に理解されてこそ、食品の安全性と国民の信頼が確保されるものであり、リスク評価を担当する食品安全委員会とリスク管理の一役を担う地方自治体が相互に有する情報を活用しながらリスクコミュニケーションを実施することが効果的である。

このことから、3及び4で明らかとなった食品安全委員会の実状（意見交換会を例にすれば大都市を中心に年間10数回実施）と地方自治体におけるリスクコミュニケーションの課題（意見交換会はリスク管理の内容を中心に実施しているが、リスク管理を考える際にはリスク評価に関する情報も必要となる）等を踏まえた上で、リスクコミュニケーションの総合的調整を担う食品安全委員会が今後、地方自治体と連携するにあたって当面講ずべき具体的な取り組みを示す。

### (1) 基礎的知識を普及するための情報・資料の提供

リスクコミュニケーションの基礎づくりのために、リスク分析の考え方やリスク評価の基本となる科学的知見等について、今後とも分かりやすい啓発資料等の提供に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの方法等の最新の情報等を提供する。

具体的には

- ① パンフレット、メールマガジン等による最新の情報提供
- ② DVD等の啓発素材の提供

- ③ 地方自治体のリスクコミュニケーションにおいて活用可能なパワーポイント等の資料提供
- ④ 本調査会で審議している意見交換会のガイドラインなど、効果的なリスクコミュニケーションの実施方法等に関する情報提供

## (2) 人材育成

地方自治体において食品安全委員会とともに国が行うリスクコミュニケーションを効果的に展開するためにはリスク評価の理解が前提（必要）となることから、地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するための人材を育成する。

具体的には

- ① 消費者や事業者など様々な食品関係者の立場や主張を理解しつつ、意見や論点を明確にし、地域において相互の意思疎通を円滑にする役割や、科学的知見に関する情報を分かりやすく説明する役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成する講座を実施する。  
なお、リスクコミュニケーターが地域のリスクコミュニケーションの場で活躍し、リスクコミュニケーションが円滑に進んでいくことが重要であることから、リスクコミュニケーションの実践の過程で明らかとなった課題や要望、さらに必要とされる知識や情報などを踏まえて、講座は、リスクコミュニケーターが様々なリスクコミュニケーションに対応できる能力を高めるために継続的に実施する必要がある。
- ② 育成した人材が一層活躍できるようフォローアップについて検討していく必要がある。
- ③ 食品の安全性やリスク評価について、分かりやすく説明したり、意見交換ができる人材のデータベースを地方自治体と協力して構築することが有用である。

## (3) リスクコミュニケーションの共催や情報の共有

地方自治体において食品安全委員会とともに国が行うリスクコミュニケーションを効果的に展開するためにはリスク評価の内容の理解が前提（必要）となることから、地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、地方自治体と共催で意見交換会等を実施する。

具体的には

- ① 食品安全委員会として実施すべき内容の意見交換会等について、育成したリスクコミュニケーターを積極的に活用し、地方自治体と共催で効率的に実施する。
- ② 地方自治体の求めに応じ講師を派遣するとともに、地方自治体の相談等に

対応するなどきめ細かな取り組みを実施する。

- ③ 全国食品安全連絡会議を活用するなどして、リスクコミュニケーションに関する国及び地方自治体の活動状況等の情報を積極的に共有する工夫が必要である。
- ④ 食品安全委員会が実施した意見交換会等のリスクコミュニケーションは、会場規模、会場からの距離などさまざまな制限があり、参加できる人が限られているが、意見交換会の様子を映像によって配信ができるようになれば、もっと多くの人とその様子を見ることが出来る。このため、映像による情報提供の可能性について検討することが望まれる。

#### (4) リスク管理機関の地方組織との連携

食品安全委員会には、地方組織は存在しないが、例えば、リスク管理機関である農林水産省においては、平成19年度に全国の地方農政局等が9回の意見交換会等を企画開催し、1千6百回以上のシンポジウム等を主催するなど、創意工夫したリスクコミュニケーションを進めているところである。このことから、地方自治体との直接的な連携を図るのみでなく、リスク管理機関の地方組織との連携についても、地方自治体との連携の取組の一環として、有機的な連携となるよう検討していくことが重要である。

## VI. 今後のフォローアップ

本専門調査会では、「地方自治体との協力」において当面の取組方向を示すこととしたが、食品安全委員会事務局においては、これを順次実現していくことが望まれる。具体化された内容については、本専門調査会に報告し、改善などについて審議するなどにより、随時フォローアップをしていくことが重要と考えられる。